

ストラテジー株式会社 定款

平成24年 8月 1日 改訂

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、ストラテジー株式会社と称する。英文では、Strategy Corporation と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータのソフトウェアの輸出入・開発及び販売
2. コンピュータ及びその周辺機器の輸出入及び販売
3. コンピュータシステムの導入及びその稼動状態・機能・作業工程へのコンサルティング業務
4. 医療福祉環境用品・用具及びその関連製品の開発・販売
5. 医療福祉環境に関するコンサルティング業務
6. 上記業務に関わる人材の派遣
7. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を千葉県習志野市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、2000株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式の譲渡または取得については、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第7条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対

し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株券の不発行)

第 8 条 当社は株券を発行しない。

(株主名簿記載請求)

第 9 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録するには、当
会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿
に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得
者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。但し、法令の
定めるところにより、株式を取得した者が単独で請求できる場合にはこの
限りではない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当
会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなけ
ればならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 11 条 前 2 条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなけ
ればならない。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決
権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権
利を行使することができる株主とする。

2 前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日の翌日からその事業年度に関
する定時株主総会の前日までに、当社の募集株式を割り当てられ、又は
吸収合併若しくは株式交換、吸収分割により株式を割り当てられ株主にな
った者は、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使できる
ものとする。但し、当該株式の基準日株主の権利を害することはできない。

3 前 2 項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確
定する必要がある場合には、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めるこ
とができる。但し、この場合には当該基準日の 2 週間前までに公告しなけ
ればならない。

(株主の住所等の届出)

第 13 条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合におけるその事項についても同様とする。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 14 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

(招集手続)

第 15 条 当会社の株主総会を招集するときは、社長が株主総会の日の 1 週間前までにその通知を発する。但し、その株主総会において議決権を有するすべての株主の同意があるときは、招集手続を行わないことができる。

(議 長)

第 16 条 株主総会の議長は社長がこれに当たる。社長に事故があるときは当該株主総会において議長を選出する。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 19 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議事録の作成に係る職務を行った取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第 20 条 当会社には、取締役1名以上を置く。

(取締役の選任)

第 21 条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の資格)

第 22 条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。但し、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の任期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第 24 条 当会社に複数の取締役を置く場合、取締役の互選によって、代表取締役1名を選定し、その者を社長とする。

2 複数の代表取締役が選定された場合は、それらの者の中から社長を1名選定する。

3 取締役1名のみを置いた場合は、その者を代表取締役とし、社長とする。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役に対する報酬及び退職慰労金は株主総会の決議により定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第26条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から翌年12月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第27条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第28条 当会社の最初の事業年度は当会社成立の日から平成15年12月31日までとする。

(法令の適用)

第29条 この定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の関係法令によるものとする。

以上は、現行のストラテジー株式会社の定款に相違ありません。

平成24年 8月 1日

千葉県習志野市津田沼二丁目3番28号
ストラテジー株式会社
代表取締役 高村 英之

